

# 自動車保険改定のご案内

平素よりセコム損保に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

セコム損保では、ご契約期間の初日が2022年1月1日以降の自動車保険について改定を実施いたしました。

主な改定内容を以下のとおりご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

## (1)「ご契約のお車の入替における自動補償」の改定

- 「ご契約のお車の入替における自動補償」について、現行の補償に加え、新たに取得した自動車の取得日から車両入替手続きまでの期間が30日を超える場合でも、対人・対物賠償責任保険に限り補償を可能とするように改定いたします。

	新たに取得した自動車の取得日から起算して	
	30日以内の車両入替のお手続き	31日以後の車両入替のお手続き
改定前	契約条件と同内容で補償 (車両保険が付保されている場合は、 新たに取得した自動車の時価額まで)	対象外
改定後		<b>対人・対物賠償責任保険にかぎり補償</b>

- この改定は2021年12月31日以前保険始期の契約であっても事故日が2022年1月1日以降である場合は対象といたします(「ご契約のお車の入替における自動補償」の対象外である契約に対して「ご契約のお車の入替における自動補償」を適用する改定ではありませんのでご注意ください。)

## (2)初回保険料の口座振替特約等の改定

- 初回保険料の口座振替特約および追加保険料の口座振替特約では、初回保険料または追加保険料(以下「初回保険料等」といいます。)の口座振替より前に保険金をお支払する場合は、初回保険料等をお支払いいただいた上で保険金をお支払しておりましたが、改定後はご契約者から払込期日に口座振替による初回保険料等の払込みを確約いただき、弊社が承認することで保険金のお支払を可能といたします。
- この取扱いには払込期日以前に事故が発生している場合に限り適用いたします。
- この改定は2021年12月31日以前保険始期の契約であっても、事故日および保険料の払込期日が2022年1月1日以降である場合は対象といたします。

※このご案内は、2022年1月の改定概要をご説明したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。更に詳しい内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)または保険約款をご覧ください。(保険約款は弊社ホームページ([https://www.secom-sonpo.co.jp/yakkan\\_keiyaku.html](https://www.secom-sonpo.co.jp/yakkan_keiyaku.html)))に掲載しております。)

信頼される安心を、社会へ。

**SECUM** セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町 2-6-2 セコム損保ビル

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>